

# 知っているようで本当は知らないEtc.～ 印紙税に関する最新状況

中国の印紙税に関しては、中華人民共和国印紙税暫定条例（1988年施行、2011年改正）（以下、「暫定条例」とします。）において課税文書及び税率等について規定されていますが、印紙税の納税管理については各地方の税務当局の判断に委ねられており、国として統一した管理がおこなわれていませんでした。この点に関して、2017年1月1日から印紙税管理規定（試行）（以下、「管理規定」とします。）が施行され、今後は印紙税の納税管理について統一の管理方法が実施されることとなります。今回は、このような印紙税に関する最新状況を説明します。

## 1. 印紙税の課税文書と税率

印紙税は、暫定条例に規定される文書（以下、「課税文書」とします）を受領（保管）する者に対して課税され、受領する課税文書の種類に応じて、税率、及び税額の計算方法が異なります。以下では、課税文書のうち一般的とされる文書を抜粋して表示します。

### ■印紙税の課税文書と税率（抜粋）

文書の種類	課税標準	税率（税額）	摘要
仕入・販売契約書	仕入・販売金額	0.03%	
加工・請負契約書	加工・請負金額	0.05%	
財産賃貸借契約書	賃借料金	0.1%（1元未満は切上げ）	不動産、船舶、飛行機、車両、機械、器具、設備等の賃貸借契約
貨物運送契約書	運送費用	0.05%	
倉庫・保管契約書	倉庫・保管費用	0.1%	
金銭消費貸借契約書	借入金額	0.005%	銀行、その他金融機関との金銭消費貸借契約
財産保険契約書	保険料収入	0.1%	財産、責任、保証、信用等の保険契約
技術契約書	契約金額	0.03%	技術開発・譲渡・コンサルティング・サービス等の契約（ただし、コンサルティングには、法律、会計、監査等の役務提供は含まれない。）
権利移転証書	文書記載金額	0.05%	動産所有権、知的財産権の譲渡に係る文書、土地使用権の取得及び譲渡に係る文書、不動産売買契約
営業帳簿（払込資本金、資本積立金が記載された帳簿）	払込資本金及び資本積立金	0.05%	払込資本金、資本積立金が記載された帳簿
営業帳簿（上記以外）	各文書	5元/件	総帳、明細帳
権利証書、許可証書	各文書	5元/件	政府が発行する不動産所有権証、営業許可書、商標登録証、特許証、土地使用権証

上記の表の中に示される各契約書については、「契約書」として作成される文書のほか、「契約書と同様の性質を有する証憑」についても「契約書」と同様に課税文書とされています。そのため、取引先との継続的な取引契約の中で個別の取引については「契約書」が作成されていないような場合であっても、取引基本契約の存在を前提として“発注書”や“受注確認書”などのやり取りにより個別取引の内容を確認している場合には、これらの文書についても“契約書と同様の性質を有する証憑”として課税文書との認定を受ける可能性があります。

なお、領収書は、日本とは異なり中国では課税文書には含まれていません。

### 2. 印紙税の納税管理

2017年1月1日から施行されている管理規定により、印紙税は、(1) 印紙購入方式、(2) 印紙税申告方式のいずれかの方法により納税を行わなければなりません。(2) の方式は、1ヶ月間に発生した課税文書の受領を一括して申告して納税する方式であり、課税文書の受領が頻繁に発生する場合には、(2) の方法を採用することが認められます。しかしながら、ひとたび(2) の方法を採用する場合には、一年間はこの方法での納税を継続しなければならないこととされています。また、地方によっては、管理規定の施行前から課税文書の受領の頻度にかかわらず(2) の方法で納税しなければならないこととされている場合があります。

(1) 印紙購入方式を採用する場合には、購入した印紙を課税文書に貼付しなければなりません。一方、(2) 印紙税申告方式を採用する場合には、印紙の貼付義務はなく、申告書控え及び納税証明を保管すべきこととなります。

### 3. 注意事項

2017年1月1日から施行されている管理規定では、会社に“印紙税課税文書登記簿”の設置が義務付けられました。印紙税課税文書登記簿は、会社において印紙税が納税された課税文書を整理するための納税帳簿であり、税務局からの確認に応じて提示が必要となります。なお、印紙税は、正確な納税が行われていない場合には、最高で課税額の20倍の罰金が課されることとされています。管理規定により設置が義務付けられた印紙税課税文書登記簿の運用と合わせて、適切に印紙税の納付が行われる社内の体制を整える必要があるものといえます。

### 【ご案内】

上海成和ビジネスコンサルティング（税理士法人成和）では、2017年4月より毎月、“ツボを押さえる中国ビジネス基礎講座”と題した無料勉強会の開催を予定しております。10月、11月のテーマは以下の通りとなっております。参加をご希望の方は、下記の連絡先（担当：西澤）までお問い合わせください。

- 2017年10月25日（水）16:00～17:30 【定員5名】  
テーマ： 税務の基礎を理解しよう  
～ “個人所得税”について
  - 2017年11月29日（水）16:00～17:30 【定員5名】  
テーマ： 税務の基礎を理解しよう  
～ “企業所得税”について
- 講師： 上海成和ビジネスコンサルティング 西澤民行  
会場： 上海成和ビジネスコンサルティング 会議室

### （執筆者連絡先）

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成  
住所: 上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室  
電話番号: +86-21-5237-6737  
E-mail: [info@seiwa-group.jp](mailto:info@seiwa-group.jp) Website: <http://www.seiwa-group.jp/>